

一関藩の「育子仕法」からみた武士層の妊娠、出産

沢山 美果子*

はじめに

本論の目的は仙台藩の支藩、一関藩の懐胎、出産取締り政策である「育子仕法」を手がかりに、武士家族の妊娠、出産、とくに産むこと産まないことを選択をめぐる問題を明らかにすることにある。近世社会における出産や墮胎・間引きの問題をめぐることは、とくに、2000年以降、具体的なフィールドを設定し、一次史料を用いて史的事実を明らかにする個別のモノグラフが積み重ねられてきた。その結果、「農村では間引き、都市では墮胎」という通説や、墮胎・間引きを正当化する論理とされてきた「七歳までは神のうち」という生命観の再検討(井上[2003])、或いは墮胎・間引きを請け負う産婆と墮胎・間引きに関与しない医者という二項対立図式の構図の克服の試み(高村[2002])などがなされつつある。これらの研究は、具体的な歴史の現場に拠点を定め、地域に即したモノグラフを描くことが、通説のとらえなおしのために、また単純な二項対立的図式に陥らないためにも必要である事を示唆する。

本論の目的も、一関藩という近世の人々が生きた現場に即し、とくに女性たちの身体に起きた具体的で歴史的な経験と胎児・赤子のいのちをめぐる環境に焦点をあてたモノグラフを描くことにある。近世社会における妊娠、出産の問題を地域レベルで考えることは近世から近代への重層的な展開を考える上でも必要な作業であり、また妊娠、出産という女性の身体の経験を明らかにすることは「身体に関する主体的な経験が研究されないまま、身体を構築する力学だけが分析されて、それが身体の歴史であると銘打たれることが多かった」(鈴木[2004:23])これまでの身体史研究の問い直しにもつながるだろう。

ところで、今までの懐胎、出産取締りに関する研究の中心は、在方、町方に置かれ、武士の出産や出生コントロールに言及した研究は皆無に近い。仙台藩の赤子養育仕法に関する史料の翻刻と先行研究の整理を行った松下庸子は、「仙台藩においては、在方の農民に関する史料やそれに対する分析がその大半であり、町方に関する記述、及び武士・町人・僧侶などの農民以外の階級に属する人々に関する記述が、ほとんどなされていないという印象を受ける」(東北大学[1996:100-101])と述べている。確かに筆者がみた限りでも、武士に対する懐胎、出産取締りに関する研究は、史料の発掘も含め、ほとんどなされていない。そこで本論では、一関藩の武士

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科客員研究員

層への懐胎、出産取締り政策を通し、武士層の妊娠、出産、とくに産むこと、産まないことをめぐる問題と胎児・赤子のいのちの環境について、農民層との比較にも留意しながら考えてみたい。

1. 武士の妊娠、出産をめぐる研究動向

考察をすすめるにあたり、まず武士の妊娠、出産をめぐる研究動向の検討からはじめたい。近世武家社会においては「家」の存続のための出産と子どもの成育は重要な出来事であった。これら武士の出産や生育儀礼をめくって、とくに史料の豊富な上級武家についての研究が登場し始めている。例えば、加賀藩の金沢城代横山家の出生に関する史料をもとに着帯に始まる儀礼や出産をめぐる問題を取り上げた池田仁子の研究（池田 [2007] [2008]）、秋田藩佐竹家の子女の誕生・成育・成人儀礼と名前について検討した大藤修の研究（[2008]）などが、それにあたる。これらの研究では、個々の子どもの出生や成育儀礼に、どのような人々が、どのように関わったかが具体的に描き出されている点が興味深い。

しかし、下級武士層の妊娠、出産、とくに出生コントロールの問題にまでふれた研究は、数えるほどしかない。歴史人口学の磯田道史は2000年の段階で、武士の人口と家族の研究は「まさに緒に就いたばかり」（磯田 [2000 : 133]）と指摘したが、そうした研究状況は、現在も、そう変わっていない。そのなかで磯田は、知行取と少録の切米取では、初婚年齢、出生数とも階層差があること、また下級武士層の場合は、晩婚で出生数も少ないことを明らかにした。ただし、磯田の研究では、下級武士層の出生数の少なさは、晩婚によるものとされ、出生コントロールの可能性には触れていない。

他方、武士の日記という質的史料を手がかりに、武士層の出生コントロールに言及した研究としては太田素子と横田武子の研究がある。太田は、19世紀前半の土佐藩の武士の日記をもとに、土佐藩では下級武士による間引きがおこなわれていたこと、これは貧困が原因というより二、三男の将来を考えた家族計画の萌芽とも言える性格を持っていたことを指摘している（太田 [1994]）。また横田は、六人扶持25石取という下級の士格の、18世紀後半から19世紀前半にわたる福岡藩士三代の日記に記された妊娠、出産について分析している。横田は、妻が30代後半になって以降の出産に関する記述のなかに「流産」あるいは「出産」と記すものの「出生無し」とした事例が多くみられることに注目し、そこに「家の安定的な継続のための制限」「意図的に、子どもの数を制限しようとした意志」を読み取る（横田 [1996]）。

この横田の解釈を、武士層の「家」存続への意志と、子どものいのちに着目して改めて検討したのは倉地克直である。日記によれば、享保18年（1733）に家督を相続した当主は、寛保2年（1742）に妻を迎えるが、妻は、13年間の結婚生活で8回妊娠、うち5回は子の出生がなく、最後の妊娠が流産におわった6ヵ月後に死亡している。その後当主は、20歳年下の22歳の後妻を迎えるが、この後妻も、22年間に10回妊娠するものの、子が出生し無事に成長したのは次女だけで、

流産が2回、あとの7回は「平産」とだけある。倉地は、ここには必ずしも横田が言うような子ども数の意図的制限の確証はないと指摘する。「一般に頻産の場合は胎児の成育が十分でないといわれるから、子の出生がない例が多いのは、その結果だろうか。しかも母体にも相当の負担がかかったに違いない」とし、それは「遮二無二後継者を得ようとした結果としての頻産であったとも思われる」と結論づける(倉地[2008:171-172])。

これら下級武士層の妊娠、出産に関する研究は、武士層の妊娠、出産に接近するうえで、いくつかの示唆を与えてくれる。その一つは、武士層といっても、階層差が大きく、階層差に注意すると同時に、特に、武士層のなかでも「家」の相続と妊娠、出産との矛盾が大きかった下級武士層の「家」の維持、存続との関係で妊娠、出産の問題を考察する必要があること。二つには、武士層の出産をめぐるのは、出生順位や出生間隔、産む女性の身体と流産、死産の関係などをきめ細かく分析する必要があること。この二点である。本論では、これらの点にも留意しながら分析をすすめることとしたい。

2. 一関藩の「育子仕法」と武士の妊娠、出産への接近

一関藩の育子仕法は、文化8年(1811)、七代藩主、田村宗顕が藩のなかに育子方の役職を置き、懐妊、出産調べや育子手当の支給を行ったことに始まる。この育子仕法の特色は、その当初から「民間」だけでなく「御家中未々迄風俗」を改め「御家御繁栄」はもとより「子孫永続孝道」を立てることを目的とするなど、武士層の倫理の教化が目指された点にある。

「御家中未々」、つまり下級武士層や凡下(足軽・諸職人)の墮胎・間引きは、制度の実施以前から問題とされていた。そのことは宝暦12年(1762)、五代藩主、村隆が、自筆で御用人中、御家老中に申し付けた文書が「世上に而凡下躰杯内に、子の養育を厭ひ出産の節、ひそかに不仁の所行をなす者も儘有之趣、粗相聞得候」との書き出しで始まることからみてもとれる。

武士層への懐胎、出産取締りに関する文書は一関藩家老の沼田家文書に残されている¹。沼田家文書は、藩主自筆の書状や藩士からの書状類、御用日記、賞罰関係、知行関係、家督相続および養子縁組、出生・婚姻・死亡などの人口移動関係、祝儀贈物関係、育子関係、証書類(起請文・借用証文など)、本藩伊達家とのやり取りを示す文書、老中や諸大名から田村氏にあてた書状をはじめとする幕府関係文書など、多岐にわたる。それら沼田家文書のなかに、文化8年(1811)から嘉永7年(1854)まで約50年間の「育子仕法」をめぐる文書が残っている。

制度の実際については、「仕法帳」と、その草案と思われる「育子御仕法取行方懸被仰付一件綴」が、また、制度の経緯や具体的な内容については、文化9年(1812)から文政12年(1830)までの「育子方御用留」をはじめとする文化期の史料、また嘉永5年(1852)7月以降の「育子仕法」の展開については「赤子養育方御用留」が残存している。これらは大別すると三つの史料群にわけることができる。その一つは、おもに育子仕法という制度に関わる史料群、二つには、

育子仕法のなかで作成された様々な届に関する史料群である。育子仕法の実施は、武士に対する様々な届の徹底を義務付けるものであった。そのため、妊娠、出産の節目での着帯届（懐妊届）、出産届、名号届、死胎、流産届といった様々な届が残されている。本論で用いるのは、文化8年（1811）から文政13年（1830）まで19年間の諸届から抽出することができた939件の事例である。そこからは、いつ着帯届を出し、出産し、あるいは流産、死胎、出生後死亡となったのか、月や日の単位で妊娠、出産の経緯を追えるほか、死胎や生まれた子の性別、何番目の子どもかなど、死産、出生時期、出生間隔についても探ることができる²。

三つには、養育料支給に関わる文書である。家中のなかでも、「小給二而、勤向も繁」く、「多人数生育尤難儀之事二候」「土凡軽キ御扶持人」達には養育料が貸与された。もっとも養育料が貸与されたのは三人目からであり、二人めまでは自力で育てるべきとされ、しかも支給にあたっては実際に困窮しているか否かが細かく吟味された。そのため、支給の事実まで確認できる事例は多くはない。しかし文化8年（1811）から13年（1816）までの支給事例25件からは、とくに下級武士層の育児をめぐる困難の様子を探ることができる。また一関藩の武士に関しては、安政6年（1859）の分限帳、「慶応二仲秋御家中進退高調」や家臣の奉公書である『関藩列臣録』（関元龍 [1995]）など、諸届を出した武士、あるいは養育料を支給された武士の階層を知る手がかりとなる史料群が存在する。

このように、一関藩の「育子仕法」をめぐる史料群は、相互にクロスさせ、つき合わせていくことで、今までの懐胎、出産取締りに関する研究では空白となっていた武士の妊娠、出産、子育てに接近する手がかりを与えてくれるものである。これらを総合的に用いることで、武士層の妊娠、出産をめぐるどのような問題がみえてくるのか、探してみたい。

3. 着帯届、名号届にみる妊娠、出産

一関藩の育子仕法では、妊娠、出産の節目での届出が求められたが、その最初の届出が妊娠5ヵ月に出すことを求められた着帯届である。着帯届に関しては、「文化八年御家中士分妻妊娠着帯届在之之分」、出産に関しては「文化八年御家中士凡出生并名号届」に、また流産、死胎の場合の詳しい経緯は、文化9年から文政13年までの「育子御用留」に記されている。そのため、これら三種類の史料を重ね合わせてみると、着帯届から出産にいたる過程での流産や死産、出生後死亡など、妊娠、出産のプロセスで起きる事柄をめぐる様々な情報を得る事が出来る。

また届の実際の様式を記した「仕法帳」からは、いくつかの興味深い事実もみえてくる。流産、死胎の場合は次のような届を出すこととされていた。

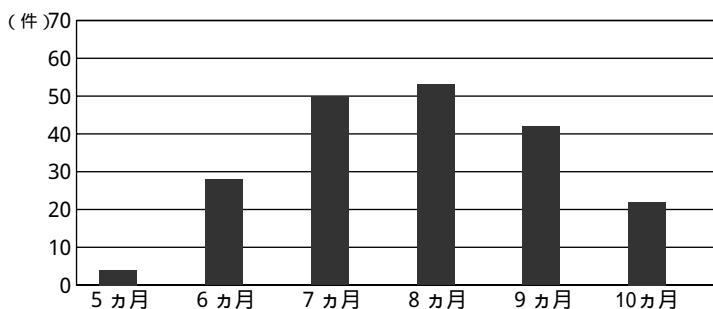
私何、兼而御届仕置候通、妊娠罷在候処、流産
死胎二而出生之子無御さ候、此段御届仕候、已上、
月 日 誰

但品々同断、且御目付江斗可相通候事、

ここには、流産、死胎の場合は「出生之子無御さ候」とある。先に福岡藩士の日記に「出産」と記すものの「出生無し」とした事例が多くみられることにふれたが、「出生無し」とは、流産、死産の場合をさすとみてよいだろう。もっとも、流産、死産が墮胎・間引きの結果かどうかは不明である。一関藩でも、流産、死産が墮胎・間引きの結果か否かをめぐって藩と武士層とのせめぎあい展開されていくこととなる。

実は着帯届は妊娠、出産管理の意味を持っていた。着帯届は臨月届もかねていたが、着帯届を出す際に、なぜ妊娠月数だけでなく予定の出産月を調べる必要があったのだろうか。それは、自然な出産に先立って胎児を母体外に排出する人為的な操作がなされていないかどうかをみるためだったといえよう。嘉永5(1852)年閏2月27日の覚には、藩の医学校、慎濟館学頭添役、田野崎三徹の「妊娠五ヵ月に相成候はば、屹度御届申上候様仕度・・・此節臨産に差懸り或は産後に取り繕候者も御座候由相聞得(一関市[1977:609])³」という言葉が記されている。そこからは妊娠5ヵ月に着帯届を出すことが求められているにも関わらず、出産前や産後に墮胎・間引きを行う者がいることがうかがえる。着帯届は、藩の側と「御家中未々」との墮胎・間引きをめぐるせめぎあいのなかで作成された届であった。

では着帯届からは、妊娠、出産をめぐる、どのようなことがみえてくるだろうか、まず数量的分析から始めることにしよう。着帯届とその後の流産、死産、出生といった出生状況に関わる届が提出されている事例は全部で936件、そのうち着帯届と出産届から実際の出産月を推定できる事例は222件ある。そこに浮かび上がるのは二つの興味深い事実である。その一つは、着帯届の多くは、妊娠5ヵ月ではなく、妊娠末期の妊娠7～8ヵ月になって出されている点である。【図1】は、出産月を妊娠10ヵ月と仮定して着帯届時の実際の妊娠月数(推定)を計算したものである。



【図1】 着帯届時における実際の妊娠月数
(文化8年～文政13年〔1811 - 1816〕合計222件)

【図1】から明らかなように、着帯届は、実は妊娠6ヵ月以降、平均すると妊娠7.49ヵ月に出されている。では、実際の着帯届が、妊娠5ヵ月より2ヵ月以上も遅く、月経が止まり、さらに妊娠5ヵ月から6ヵ月に感じる胎動以降の、すでに下腹部も大きくなり、妊娠が隠せない時期になって出されていることは何を意味しているのだろうか。着帯届が、月経停止や女性の身体に起きた妊娠の自覚、胎動による胎児の存在を確認した時点よりも遅く出されていることに注意をしたい。届を出すことは、藩による出産管理の網の目に絡めとられることを意味する。いうならば、届を出して以降の産まない選択の実行は困難になる。着帯届の遅れは、人々が、産むか産まないかを確定してから妊娠を公にしたこと、言い換えれば、胎内に存在している胎児を、「家」として必要ないのちと認めた時点で届を出したことを意味しているといえよう。このことをめぐって民俗学は興味深い知見を与えてくれる。中村ひろ子は、着帯、つまり帯祝いについて、次のように述べている。

五ヵ月くらいには帯祝いと呼ぶ妊娠を確認し祝う儀礼を行った。里方から贈られる腹帯をトリアゲバアサンに締めてもらうことで、妊娠を公のものとし、産むという選択をしたことを示したが、それは胎児という存在を認めることでもあった。腹帯も母親にというより胎児に対するものと考えられ、五ヵ月以前の流産は藪に捨てるが以後は葬るとか、五ヵ月での早産を半産というなどの伝承も、五ヵ月を境に胎児という存在が命あるもの、魂のあるものになったことをうかがわせる（中村 [1999 : 72]）。

腹帯は、妊娠を公のものとし、産むという選択をしたことを示すこと、それはまた胎児という存在を命あるものと認めることでもあったという中村の指摘は興味深い。

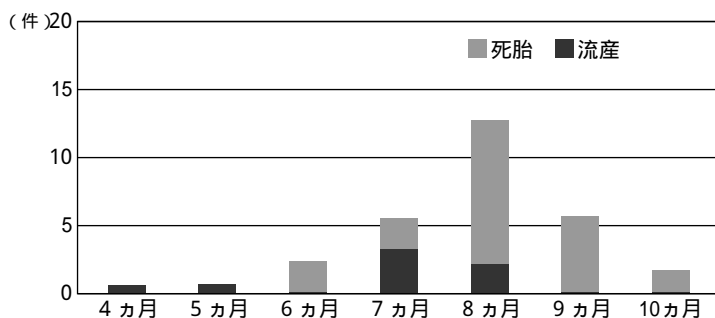
二つには、【表1】に示すように、着帯届から出産までの期間は、出生では2.73ヵ月、出生後死亡では3.11ヵ月、流産の場合は1.08ヵ月、死産の場合は2.11ヵ月と、それぞれ異なる点である。出生、流産、死産、出生後死亡のなかで着帯届から出産までの期間がもっとも長いのは、出生後死亡の3.11ヵ月である。そこからは、早くに着帯届を出し出生を待ち望んだ子どもであっても、出生後に死亡することがある、そうしたいのちをめぐる状況がみえてくる。生き残る子どもの数を予測することは難しかった。

【表1】 着帯届から出産までの期間と出生/流産・死産の関係

	着帯届から出産までの期間(～ヵ月)							計	平均
	0	1	2	3	4	5	不明		
出生	16	38	51	54	27	3	193	382	2.73
流産	6	2		1			11	20	1.08
死産	6	7	11	6	1		22	53	2.11
出生後死亡		2	2	3		1	10	18	3.11

名号届には、出生後死亡の事例も記載されているが、出生後死亡の事例は30件(女14、男16)。出生から死亡までの期間をみても、「即刻病死」「即日病死」など生後すぐの死亡事例が6件、生後1日の死亡事例6件。それに男子の双子の一人が生後3日で死んだ事例1件も含めれば13件と、実に出生後死亡25件の43パーセントが生後すぐの死亡である。

また死産は、出生、出生後死亡も含めた出産事例453件中53件をしめ、死産率は117パーミル(出産1000につき117) 出産の約12パーセントとなる。陸奥国中石井村(1808~26年)と常陸国川戸村(1854~72年) 小茎村・六斗蒔村(1851~71年)の懐妊書上帳を分析した鬼頭宏は、「出産のうち10~15パーセントが死産というのが江戸時代後半の姿だったと推察される」(鬼頭[2000:142-143])と述べているが、一関藩の武士についても、陸奥、常陸の農民の場合と、ほぼ変わらない高い死産率を認めることができる。死産の場合は、着帯届から出産までの期間は2.11ヵ月と短く、その多くは早産だったことがわかる。【図2】に示したのは流産、死胎時の妊娠月数が分かる事例37件に関するものであるが、死胎は、妊娠末期の8、9ヵ月に集中している。



【図2】流産、死胎時の妊娠月数

(死胎28件、流産9件：合計37件)

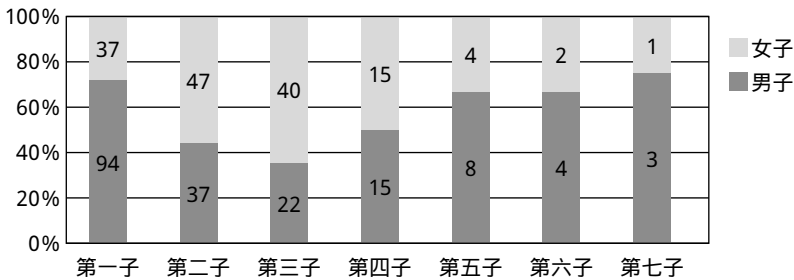
ちょうど本論とも重なる時期の水戸藩領的那珂郡中岡村の死胎事例(文政4年9月~天保12年5月)13件を分析した高村恵美は、その死胎事例のすべてが妊娠7~10ヵ月であることに注目し、「妊娠7、8ヵ月での死胎は自然流産ではなく人為的な墮胎の結果であると考えられる」と結論づけている(高村[2002:18])。では、一関藩の武士層の死胎事例にも、出生コントロールによる死産が隠されているのだろうか。

巻末の【表2】に、死胎、流産事例92件をあげたが、死胎事例からは男女の性別選択の可能性が浮かびあがる。死胎事例のなかで性別が明らかな事例は49件ある。そのうち女子は35件、男子は14件と、女子の死胎事例は、全体の71パーセント、男子との比較で言えば、女子が男子のほぼ2.5倍を占めるアンバランスな結果となっている。これに対し、同じ一関藩領内の狐禅寺村の文化7年(1810)から文政3年(1820)までの死胎事例34件について見ると、男子17件、女子17件と男女差はない(沢山[2007])。この農民の死胎事例との比較からも、武士の場合、家の維持・

存続のために性別選択がなされた可能性は高い。

また育子仕法では、出産の際に出産届を出すこと、嫡子以外の子どもについても、子どもの名前、何人目の男か女かという出生順位と性別、そして双子か三つ子かを届け出ることとされた。しかし、実際に提出された届をみると、男子の名前は記載されているが、女子の名前の記載はない。名付は、子どもを一個の存在として認めることを意味していたが、届には女子の名前が記載されていないのである。このことも、「家」を連ねていく存在として男子と女子の比重が異なっていたことの証左といえよう。

さらに出生順位別の性別割合をみると、【図3】に示すように、女子と男子の比率は、第一子では男子が94人（72パーセント）、女子が37人（28パーセント）と男子が女子の2.6倍という結果となっている。しかし、第二子、第三子では、女子の比率が高く、第四子では男女同数、第五子以降は男子が多い結果となっている。この結果は、武士の場合、「家」存続の点から、第一子は、女子より男子が好まれたことを物語る。またそこには、性別選択的な人為的操作が行われたのではないかという疑いも浮上する。



【図3】 出生順位別男女比率
(女子146件、男子183件：合計329件)

今まで着帯届から出生までのプロセスにそって追ってみた。その数量的分析からは、妊娠から出生に至るプロセスでの、産むか産まないかをめぐり、人々の選択の様相がみえてくる。その一つは、着帯届は女性自身の懐妊の自覚にもとづいて出されたわけではなく、それよりも遅れて「家」にとって必要ないのちと認められた段階で出されたと考えられる点である。二つには、高い死産率と妊娠末期の早産という点では、武士の場合も、農民と同じようないのちの状況がみられること、三つには、死産は女子が男子の2.5倍、逆に第一子は、男子が女子の2.6倍を占めるという結果は、「家」の存続の観点から男子を重視する性別選択的な人為的操作がなされていた可能性を示すという点である。着帯届は、藩の側の懐胎、出産取締りと人々の「いのち」をめぐり選択とのせめぎあいのなかに位置していた。

4. 墮胎・間引きをめぐるせめぎあいの諸相

着帯届の遅れや着帯届を出さないうちに流産、死胎となった場合は、墮胎・間引きの疑いがあるとして、藩による厳しい取締りの対象となった。ここでは具体的な個々の事例を通して、さらに武士の妊娠、出産をめぐる問題について考えてみたい。まず取り上げるのは、文化11年(1814)11月5日、着帯届を出さないうちに流産となった増子達之進の妻の場合(事例番号16)である。達之進の口上書によれば、流産の経緯、そして届を出さなかった理由は、次のようなものである。達之進の妻は9月初めから不快を訴え色々薬用をしたが、快方にむかわないうえ、月経も止まっていた。そのため、医師に容態を見せたところ、「妊娠悪阻」に相違ないという。そこで妊娠月数も調べたが、月経が止まって4ヵ月ほどになる(「経閉四ヶ月程二茂相覚申候」と妻が言うので、来月に入ったら届けようと思っていた。ところが昨日4日に、魚物を食べ急に腹痛煩悶し、流産となってしまった。達之進はそう述べている。この口上書で興味深いのは、月経がいつから、どれくらいの期間停止しているかといった妻しか知りえない事柄について、妻の言葉が記されている点である。懐胎、出産取締りの困難さは、とりもなおさず、女性にしか知りえない女性の身体に起きる変化に依拠せざるを得ない点にあった。

達之進の口上書にあるように、届を出さなかったり、届が遅れた理由としてしばしば持ち出されたのが月経不順である。文政2年(1819)7月14日に、着帯届を出さないうちに嫡女が出生した原田勘助の場合は、「療治懸り」の医者、森臨庵から申し出がなされ、さらに「御目付中一同」の吟味を受けている。着帯届を出さずに出産した場合は、墮胎・間引きの疑いがあるとして、医者の証言が求められ、吟味の対象となったのである。臨庵は、赤子は妊娠7ヵ月での出生だが、勘助の妻は、前から月経が1、2ヵ月滞ることがあり、そのため、今月が妊娠5ヵ月と誤っているうちに出産してしまった(「全七ヶ月二而出生二有之候得共、右女兼而月水壺式ヶ月宛之滞有之儀者時々二有之、依而当五ヶ月二相成候心得罷在候内、出産相成候」と申し出ている。臨庵の申し出からは、着帯届は、妊娠した女性自身の判断にもとづくものであり、妊娠か否かという問題は、医者も立ち入ることの出来ない領域であったことがわかる。赤子は妊娠7ヵ月の早産だったためか、6日後の7月20日に死亡している。

また着帯届を出してすぐに出産した場合は、たとえ赤子のいのちが無事であったとしても、届が遅れた理由を申し立てねばならなかった。平田彦四郎、長尾鎌蔵、石川郡左衛門悻三甫之助の場合が、それにあたる。文化10年(1813)4月12日に三男が出生した平田彦四郎が着帯届を出し6月臨月と届け出たのは、出産のわずか7日前、4月5日のことである。6月臨月だとすると、この4月時点で、すでに妊娠8ヵ月ということになるが、平田は、妻は5年前から「血塊」で「長病」のため妊娠と気づかず、3月に医師に見せて妊娠だとわかったと申し出ている。しかし届が出されたのは、それよりさらに一月遅れの4月であった。

文政3年(1820)4月20日、妊娠8ヵ月で着帯届を出した長尾鎌蔵が届けが遅れた理由として

あげるのも、やはり月経不順である。妻には持病があり、「月水四五ヶ月宛滞」ることがあるため、妊娠かもしれないと思いつつも、今回も持病の月経不順（「持病二而月水不順」）だろうと、届を見合わせていたという。しかし腹の様子（「腹体」）が持病とは違うので、「育子係り御医師」を頼み、診察を受け「洗母」にも見せたところ、妊娠に間違いなく6月頃臨月だということで届け出るとしている。

文政3年（1820）8月31日に嫡男が生まれた石川郡左衛門忰三甫之助が着帯届を出し12月臨月と届け出たのは、嫡男出生のわずか29日前。三甫之助は、届が遅れた理由について、産婦はかねてから「病身」のため月経不順で、月経が1、2ヵ月ないことが時々あり（「月水不順二而一兩月滞時々有之」）妊娠かどうか定められなかったためと述べている。12月臨月とすると、生まれた赤子は、妊娠6ヵ月の早産で生まれたことになる。しかし、生まれた男子が「月不足」かどうかは判断しがたいとあるから、ほぼ正常産で臨月に生まれたのだろう。着帯届を出してすぐの出産の場合は「月不足」が疑われ、出産した赤子の見分がなされた。このことは、早産、つまり「月不足」は墮胎・間引きの疑いがあるとみなされていたことを示す。

これら届を出さなかった、あるいは出生直前に届出をした事例からは、月経が止まったことによって妊娠を判断し着帯届を出すよう求める藩の側と、届出が遅れた理由を月経不順に求める武士たちとのせめぎあいが見えてくる。着帯届をめぐるせめぎあいとは、とりもなおさず、女性の身体に起きる月経停止という事柄についての、いわば女性の身体をめぐるせめぎあいでもあった。またそこには、いのちに関わるものとしての医師や洗母の介入がみられる点に注目したい。育子仕法の展開は、藩と武士層双方の側の、女性の身体と胎児・赤子のいのちへの眼差しを強め、女性の身体を様々な権力関係のなかに組み込んでいくものであった。しかし、女性自身にしか知りえない月経停止や腹のなかの様子といった女性の身体感覚に依拠せざるを得ない着帯届によって人々を懐胎、出産取締りの網の目に組み込むことには、多くの困難が伴ったといえよう。

届という点では、出生をめぐる届の遅れも厳しく取り締まられた。藩の側は、出生後死亡のなかでも、「即刻病死」「即日病死」など生後すぐの病死の場合は、墮胎・間引きの疑いがあると見ていたらしい。そのなかの一人、八女が病死した高島胖蔵についてみてみよう。高嶋は、文化9年（1812）3月22日に六女出生。この時には、出産届が延引したことを咎められ内済となっている。4年後の文化13年10月15日には八女が出生するが、翌16日には病死している。この間に生まれたはずの七女についての記載はない。また八女死亡の2年後の文化15年2月10日、さらに、その翌年の文政2年10月29日には、どちらも死胎となっている。ここからは、頻繁に妊娠し、その結果病死や死胎となる多産多死の状況がうかがえる。このうち文政2年10月29日、妊娠9ヵ月での死胎（事例61）についての容態書によれば、死胎の理由は転倒に求められている。9月頃に歩いていて倒れて以来「腹内」の調子がよくなく、小便が頻繁に出て、時々腹痛もあったため、治療をしていたが、死胎出産をしてしまったという。ちなみに、文化9年7月1日に妊娠8ヵ月で

男子を死胎出産した大門久三郎の妻の場合(事例8)も転倒したことが死胎の原因とされている。「赤子養育方御用留」には、転倒という死胎理由について次のように述べられている。

一妊婦たとへ密々墮薬相用候か、又八及臨月候而死胎二相成候共、斯御沙汰相成候上八、医師相頼候節顛仆候トか、食滞致候トか可申紛事も有之者二御座候処、改二罷越右等之間実否致弁別兼候者二御座候、是等之見察八産婦多分二取扱致熟煉候得者決診いたし能者二御座候間、此度係被仰付候御医師中兼而産科執心之者二被仰付候八、追々二者致熟煉御用立可申哉二奉存候、

ここには、妊婦が密かに「墮薬」を用い、あるいは臨月に死胎となった場合に、医師を頼んだ際、転倒したとか食あたりという紛らわしい理由があげられること、しかし、それが本当に死胎の原因か否かの判断は、産婦の扱いに熟練した医者でなければ難しいとある。死胎が墮胎・間引きか否かの判断は、医者にもつきかねるところに、懐胎、出産取締りの困難さがあった。

一関藩の育子仕法は、藩の藩政改革の時期にあたる文政13年(1816)と嘉永5年(1852)に取り組まれている。文化・文政期の育子仕法によっても「一洗」できなかった「押返」などの「弊風」「悪風」をどのように改めるかを述べた、嘉永5年の「赤子養育方御用留」頭注朱書からは墮胎・間引きの実態も透けてみえる。頭注朱書には次のようにある。

一妊娠中傷食又八動作之間二而墮胎仕候義御座候間、五ヶ月目着帯之節より御医師相掛置、食物動作之間教諭ヲ待候様仕度、御医師見廻之節、墮胎之心掛相察候八、深く教諭相加得心不仕候八、其夫二申聞督責為仕候様仕度奉存候、

一士凡妊婦五ヶ月二相至届無之か、又八何二か疑敷筋も相聞得候八、其時々不時二係御医師・慎濟館監察一同罷越、兩人容体篤与見定疑之有否、連名ヲ以御目付中迄口上書差出候様為仕度奉存候事、

ここには、着帯届以後は医師が関わり、医師が見回った際に、墮胎の意思(「墮胎之心掛」)を察した場合は、深く教諭すること、また夫にも申し聞かせ、監督させるようにするとある。懐胎、出産取締りは、「墮胎之心懸」、とくに女の墮胎への意思をも管理せねばならないという厄介な問題に取り組まねばならなかった。

では、墮胎は、女の意思で行われるものだったのだろうか。夫が留守の間に死胎となった事例は四件ある。文化9年(1812)1月12日、夫が留守で「女小供斗」だったため、懐胎と決まっても、着帯届、臨月届とも出さないうちに妊娠7ヵ月で流産した八嶋俊平の妻(事例4)、文化13年(1816)6月5日、夫が朝から「釣魚」に遠方に出かけ留守のあいだの昼に、洗母も来ない

ちに「急二出産」し、女子を死胎出生した千葉大右衛門の妻（事例22）、同じ年の6月晦日の朝、3月頃から妊娠の様子だったが届も出さず、夫が勤番中に「急二流産」となった沼田覚左衛門の妻（事例23）、文政3年（1820）2月晦日に6月臨月予定と届け出、4月15日暁、夫が「御当番」で出勤中に妊娠7ヵ月で死胎出産した山中判右衛門の妻（事例63）の場合である。

これら夫が留守の間に流産、死胎となった事例は、山中伴右衛門を除き、いずれも着帯届を出さずに「急二」流産、出産しているなど、墮胎の疑いが色濃い。荻野美穂は、墮胎は「男の意向と協力とは無関係に、女が独自に行いうる方法」としている（荻野[2002:58-59]）。では、これらの流産、死産も、女的意思による墮胎の結果かという点、その確証はない。四件の中で、墮胎の疑いが色濃いとされ取調べがなされた結果、罰せられたのは山中伴右衛門のみである。それは伴右衛門自身が、他ならぬ「育子仕法」の係りも勤めていたため「甚だ不都合」とされたためであった。「係り御医師」の「見届」も請けず、藩の指図も待たずに、自分で死胎の子を始末した伴右衛門の私的な処置が育子仕法を破る行為として問題とされたのである（沢山[2005:71-76]）。山中の処罰事例は、懐胎、出産取締りが、うまく機能していなかったことを如実に示すものでもあるが、その背景には下級武士層の子どもの養育をめぐる困難があった。

伴右衛門の知行高は、15石切米2両3分、一関藩の支給方法によれば、実際に支給されたのは玄米6石、切米金は現金で2両3分である。この時期、足軽層に支給されたのは三人扶持、玄米にして5石4升、切米金は2分だから、伴右衛門は、足軽ともあまり差がない最下層の武士であった。伴右衛門は、死胎出生をめぐる事件が起きる9年前の文化9年（1827）2月3日には、生後1年になる三男に対し、申し出通りの難渋だとして養育手当金1両が貸与されている。死胎となったのは、この三男のあとの四番目の女子であった。

5. 懐妊・出産管理と育子手当支給の狭間で

次に、養育料を支給された武士たちに目を向け、産むこと産まないことについての「家」の意思決定の背後にあった子どもの養育をめぐる問題に接近してみたい。ここで取り上げるのは、吉田屯（4人扶持と切米金3両3分（歩））、三木重治郎（9人5分扶持、高42石7斗5升）、原田勘助（7代、30石）の三人である。一関藩の侍分全体では、30石未満の下級武士層が50パーセントを占めるが（大島[2003:26]）、これらの人々は、侍分の多くを占めた下級武士層に属する。

三木重治郎は、文化13年12月23日、男女三人を養育しているが家の維持が難しいという理由で、三番目の子どもに対し、金1両を2ヵ年の割合で貸与（3年目から無金利10年符で返還、半金は支給）されている。重治郎の妻は、育子手当てを支給された三番目の子どもが三歳になった文政2年1月20日、再び妊娠し届を出しているが、その約1ヵ月後の2月21日には、女子を死産している（事例56）。妊娠中から産婦に関わった医者として証状を提出した佐藤俊蔵の容態書によれば、重治郎の妻は、1月から不快になり佐藤俊蔵の療治を受けていたが、20日夜、急に「崩血」

があり、妊娠6ヵ月で女子を死胎出産したという。嘉永期には、「経閉」後の「下り物」は「墮葉等」を用いた疑いがあるとみられ、「下り物」があった段階で、係御医師が診察し「死胎改」がなされている。死胎が墮胎によるものか否かの判断はむずかしく、墮胎を防ぐには医師の介入が不可欠と考えられていた。

文化13年(1816)12月29日に金1分の御手当金が支給されたのは、10月28日に出生し生後2ヵ月になる原田勘助の七男である。支給理由は、相続が困難なうえ、母乳不足で養育が出来ないためとされている。多すぎる子どもは相続を困難に陥らせると同時に、母乳不足をもたらす。おそらく七男の出生は望まない妊娠の結果だったのだろう。着帯届が出されたのは出産のわずか1ヵ月前のことである。また五男と七男の出生間隔は7年。六男については出生、死亡、どちらの記録もない。また養育料を支給されたものの、七男は文化14年(1817)7月2日、生後9ヵ月で病死している。育子手当の支給や貸与は、望まない妊娠、出産によって困窮した家族の当座の養育を支援することで墮胎・間引きを防止するねらいを持っていた。

赤子の生育にとって乳は不可欠であったが、育子手当の支給事例からは、乳が不足したり、ないことも支給の大きな理由であったことがわかる。文化13年12月18日、男女四人を育てている山口主悦は、妻が病死し乳がなく難渋しているというので金2両3歩を3年の割合で貸与され、4年目から無利10年賦で取り立てるとされている。支給対象となったのは、文化13年7月24日に生まれ生後4ヵ月になる三女である。また翌12月19日には、子ども二人をかかえ、妻が病死し乳不足で難渋している御手廻り、与作に対し、本来なら子ども二人までは自力で育てるべきで御手当で支給は難しいのだが、困窮の度合いを吟味した結果、金2歩が支給されている。養育困難をもたらす乳不足の背後には、出産による母親の病死という産む身体を持つ女性のいのちの状況があった。

育子手当での支給に際して重視されたのは、支給対象者のモラルである。吉田屯が、文化8年(1811)5月24日に産まれた四男藤五郎に対する育子手当を願い出たのは6月7日、藤五郎が生後14日のことである。四男の出生は望まれない出生だったのだろうか。着帯届は妊娠8ヵ月に出されている。また願い出の理由は、子どもが既に三人いるうえ、子どもが生まれたため賃仕事も出来ず(「此度出生二付而八、賃仕事等可仕様も無御座」)難渋で養育できずにいるというものであった。貸与が決定したのは、それから4ヵ月後の10月20日だが、吉田の場合には心がけの悪さ(「兼而其身不心懸之場も可有之」と「無勤」である事が問題となり、本来なら「御恵」などを願う筋ではない(育子方二付而者、進退高も御座候義、殊二無勤之儀方生育之義八専二心懸、御恵等可奉願筋無御座義二奉存候)とされたのである⁴。吉田の事例からは、手当て支給には教諭的意味が込められていたことがみえてくる。

嘉永期になると、育子手当の支給には、より墮胎・間引き防止という教諭的意味が付与されていくこととなる。藩医たちの議論のなかでは、育子手当の支給基準を厳しくし、貸与ではなく支

給とし、武士のモラルの涵養という教諭的意味を込めることで墮胎・間引きの「弊風」を改善すべきことが議論されている。他方で医師たちは、武士層の養育をめぐる困難も認識していた。藩の医学校、慎濟館講師の大内竜安は、頻繁な出産が続けば「婦人は女職」をすることができず、夫は「勤仕に事欠」き、内職も出来ないときは「不仁」と知りつつ「戻」すことが「眼前」にあると述べている。「眼前に候」という言葉からは、流産、死胎の際に見分をし、容態書を作成した医者にとって墮胎・間引きは現実には目の前にある事柄であったことを示す。いかに一方では妊娠・出産管理という監視を強め、一方では育子手当支給という保護を加えたとしても、墮胎・間引きの掃は困難であるという認識のもとで、武士自身の不仁を戒める教諭が不可欠と意識されたのであろう。

おわりに

一関藩には育子仕法に関連して、懐妊、出産をめぐる様々な史料群が残存している。本論では、それらの史料を相互にリンクさせることによって、また具体的な個人に即して妊娠・出産の過程をみていくことで、武士層、とくに「家」の維持・存続と子どもの養育との矛盾にさらされた下級武士層の妊娠、出産、とくに産むことと産まないことをめぐる問題への接近を試みた。

一関藩の育子仕法では、墮胎・間引きの禁止を意図して妊娠、出産の管理は幾重にも厳しく行われた。他方、子どもの出生によってもたらされる家族の困難を、手当支給により一時的に救う事による墮胎・間引きの防止と人々のモラルの涵養がはかられた。しかし、妊娠、出産については厳しく管理するものの、現実の養育保障については貧弱な育子仕法は、性と生殖に介入することでむしろ、女性の産む身体と子どものいのちへの人々の関心を強め、産むこと産まないことをめぐる選択を意識化させるものであったといえよう。育子仕法のなかで作成された諸届からは、藩と武士たち、とくに生活困難な下級武士とのせめぎあい、そして「家」の存続と子どもの養育との矛盾のなかでなされた、いのちをめぐる武士層の選択の様相が見えてくる。

育子仕法の第二段階の嘉永期には、第一段階の文化期の育子仕法が墮胎・間引き禁止という点であまり効果がなかったというので、より一層の介入と教諭の強化がはかられる。家中については妊婦改を行い、育子係と御徒目付が家ごとにまわり14歳から49歳までの夫のある婦人について、妊娠届のあるものを除き「診察相改」とされている。支配層である武士層の、また既婚の女性たちの墮胎・間引きは、農民層にも影響を与えるものとして問題視されたのであった。

ところで、農民と武士を比較したとき、同じ一関藩領の狐禅寺村では子ども四人以上を育てている家は皆無である（沢山 [2007]）が、武士は多産のうえ頻産であり、女子より男子を選択する傾向が強いといった違いがある。他方、高い死産率、妊娠末期の死産の多さといった農民との共通点も目につく。育子仕法では、農民のみならず下級武士層や「凡下」の墮胎・間引きを問題とし、死産、早産は墮胎・間引きの疑いがあるとされた。こうしたいのちのあり方は、農民と下

級武士層、「凡下」が、ともに「家」の維持・存続と妊娠、出産、子育てとの矛盾を抱え、その矛盾を解消する、いわば生きるための手段の一つとして墮胎・間引きを必要としていた結果とみることができるのではないだろうか。「家」の維持・存続のために子どもの出生は大事だが、頻繁な妊娠、出産は母体に負担を与え、また多すぎる子どもは生活の困窮をもたらす。

一関藩の家中について分析した大島晃一は、安政2年の家中の一戸あたりの人数は約5人、また領民も文政8年の段階で約5人となり、「家中・領民とも近世最終段階で一戸平均5人の家族構成となると推測して」いる(大島[2003:36])。一戸5人というのが、この地域の「家」の維持・存続にとって適正な規模であったということだろうか。

育子仕法は、「家」の維持・存続と妊娠、出産の矛盾を避けるために出生コントロールを行うとする農民や下級武士、「凡下」と対峙するなかで、様々な矛盾を抱え込むこととなった。なぜなら、人々を妊娠、出産管理の網の目に取り込むための着帯届は、女性自身にしか知りえない月経停止や妊娠の自覚に依拠せざるを得ないものであったし、流産、死産、出生後死亡が墮胎・間引きの結果かどうかを見極めることは医者の見分をもってしても困難だったからである。そうした困難に直面するなかで取り組まれた育子仕法の第二段階での試みは、人々の出生コントロールへの意思そのものを問題とするものであった。その試みは、「家」のなかの夫婦の性や生殖という私的な領域にまで入り込み、また性と生殖管理に医者が重要な役割を果たすという点で、日本の近代に連続する側面を持っていたといえよう。

性と生殖管理の近世から近代への重層的展開を明らかにするためには、こうした地域レベルでの、武士と農民双方の産むこと産まないことをめぐる選択や女の身体と胎児・赤子のいのちをめぐる問題を明らかにする必要があるのではないだろうか。本論は、そのための一つの試みである。

註

- 1 沼田家は元和の頃、伊達政宗に召抱えられた長命を中興初代とし、二代重延が政宗の孫・田村宗良^{むねよし}に仕え、宗良の子・建顕が岩沼から一関に所替えになるにあたり、重延は領地請取方を勤め藩領図に加判している。その後、沼田家は、七代延雄^{のぶお}の代の文政5年(1822)1月に一関藩の家老職に就任し、八代延道は天保12年(1841)に家老職についている。代々の禄高は約90石前後であったが、延道は役料を加え、約300石取りとなっている。

なお、沼田家文書の目録は、1994年3月に『一関藩家老沼田家文書目録』、1995年3月には『一関藩家老沼田家文書目録 第2集』として刊行されている。この時に整理された数は2885件、3016点にのぼる。このほかに『一関市立図書館資料目録』(一関市立博物館[1985年])におさめられた「赤子養育方御用留」があるが、これらは現在、一関市立博物館に保存されている。なお、田村家の系譜、沼田家文書調査の概要、目録の内容などについては、『磐井の古文書(第三集)』(一関古文書に親しむ会[2002])、小岩弘明「沼田家本『ご馳走日記』とその周辺」『一関市博物館研究報告』第6号(一関市博物館[2003])を参照されたい。

- 2 歴史人口学の速水融は、年齢記載がないため、従来の方式で生存期間や死亡率の測定を行うことはできないが、逆に出生後、月別に死亡や消滅を追うことで、精密な年齢別生存率を測定することが期待できる大阪菊

屋町宗門改帳をもとに、従来不可視化されてきた、出生後一年以内の死亡の詳細に接近しようと試みている（速水 [2009]: 299 - 300）。同様にこれらの届も、月や日の単位で、測定出来る史料といえよう。

3 沼田家文書「赤子養育方御用留」（文書番号48）のこの部分は次のような文である。原文書の読み本をあげておく。

一妊娠五ヶ月二相成候八、屹度御届申上候様仕度奉存候、
先度育子御制度被行候節、無遅滞御届相成候事二及承申候処、此節臨産二差懸り、或八産後二取繕候者も御座候由相聞得、不慈之心懸より遷延仕候義二無紛、御制禁相成候様仕度候、

4 吉田屯の事例について詳しくは、沢山 [2006a] を参照されたい。

引用・参考文献

- 池田仁子 [2007] 「横山家の出生期式」『金沢城代と横山家文書の研究』金沢城史料叢書 5
- 池田仁子 [2008] 「金沢城代横山家出生にみる家臣と医者と女性」『研究紀要 金沢城研究』6号
- 磯田道史 [2003] 『近世大名家臣団の社会構造』東京大学出版会
- 井上隆明 [2003] 「近世後期の出産をめぐる意識 福岡藩郡方を中心に」『七隈史学』4号
- 一関市史編集委員会編 [1997] 『一関市史 第3巻 各説』一関市
- 大島晃一 [2003] 「幕末期における陸奥国一関藩の家中と城下」『一関市博物館研究報告』第6号
- 太田素子 [1994] 『江戸の親子』中公新書
- 太田素子編 [1997] 『近世日本マビキ慣行史料集成』刀水書房
- 大藤修 [2008] 「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前」『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集
- 荻野美穂 [1998 2002] 「性差の歴史学 女性史の再生のために」『ジェンダー化される身体』勁草書房
- 鬼頭宏 [2002] 「宗門改帳と懐妊書上帳」速水融他編『近代移行期の人口と歴史』ミネルヴァ書房
- 鬼頭宏 [2000] 『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫
- 倉地克直 [2008] 『全集 日本の歴史 第11巻 徳川社会のゆらぎ』小学館
- 沢山美果子 [2005] 『性と生殖の近世』勁草書房
- 沢山美果子 [2006a] 「武士層における育子手当支給の諸相 19世紀前半期の一関藩」『立命館大学人文科学研究所紀要』87号
- 沢山美果子 [2006b] 「墮胎・間引きから捨子まで 出生をめぐる生命観の変容」落合恵美子編『徳川日本のライフコース 歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房
- 沢山美果子 [2007] 「一関藩の『育子仕法』からみた妊娠、出産、子育て 武士と農民の日常世界への接近」『順正短期大学研究紀要』第35号（『日本史学年次別論文集「近世（二）」2007（平成19）年版』に再録）
- 沢山美果子 [2009] 「出産と医療を通してみた近世後期の胎児・赤子と母の『いのち』」『文化共生学研究』第8号
- 鈴木由利子 [2006] 「墮胎・間引きと子どもの命」（比較家族史学会監修、太田素子・森謙二編『いのちと家族 生殖技術と家族』早稲田大学出版会出版部
- 鈴木晃仁 [2004] 「戦前期東京における病気と身体経験 『滝野川健康調査』（昭和13年）を手がかりに」栗山茂久・北澤一利編『近代日本の身体感覚』青弓社
- 関元龍 [1995] 『関藩列臣録』耕風社
- 高村恵美 [2002] 「水戸藩領における出産と『近代』」『女性史学』12号
- 東北大学法学部法政資料調査室 [1996] 研究資料26『赤子養育方留』
- 中村ひろ子 [1999] 「出産と誕生」『女の眼でみる民俗学』高文研
- 速水融 [2009] 『歴史人口学研究 新しい近世日本像』藤原書店

横田武子 [1996]「福岡藩における産子養育制度」『福岡県地域史研究』14号

付記

本稿作成に当たっては、一関市博物館の大島晃一氏、相馬美貴子氏には史料収集そのほか一関藩について多くのご教示を頂いた。一関藩についてのモノグラフ研究を継続できたのは、ひとえにお二人の励ましのおかげである。また草稿段階で眼を通してくださった倉地克直氏には貴重なご助言を頂き、沼田家文書のデータ整理については、岡山大学大学院生の中原香織、藤原摩耶両氏のお世話になった。記して感謝申し上げたい。

なお本稿は、2007(平成19)~2009(平成21)年度日本学術科学研究費補助金(基盤研究C一般)「19世紀東北日本の武士・農家族の性と生殖」(課題番号19510286)の研究成果の一部である。

【表2】 流産、死胎事例(沼田家文書から作成)

番号	西暦	和 暦	氏 名	内 容	流産・死胎・性別	妊娠月数	臨月 予定月	係 医 師
1	1811	文化8年 5月13日	寺尾元甫妻	13日暁、流産	流産			
2	1811	文化8年 6月9日	黒江清左衛門妻	妻、流産、出生死胎、着帯届なし	死胎			相田寿安(藩医、 鍼灸科専門)
3	1811	文化8年 10月26日	片倉軍治妻	流産	流産	8ヵ月	12月	
4	1812	文化9年 1月12日	八嶋俊平妻	「小産死胎」の旨、療治係り医師森臨庵の証状添え、小姓頭菅佐十郎より申し来る。着胎届けもなし。「七ヶ月二而流産」。俊平妻かねて病身、「懐胎之儀茂不決定而」俊平留守のため「女小共斗二而」懐胎と決まっても、「臨月届」を出さなかった。	流産	7ヵ月		森臨庵
5	1812	文化9年 1月19日	細川昌佐平衛門妻	暁に流産、療治係相田寿安証状添え、御小姓頭申し来る。	流産	4、5ヵ月		相田寿安
6	1812	文化9年 4月19日	本郷七之助妻	右妻、妊娠8ヵ月のところ、4月18日夜中より「腹痛、出産催在之」、19日暁出産、「死胎二而出生無御座候」改めたところ「男胎」。	死胎出産、男	8ヵ月		相田寿安
7	1812	文化9年 6月26日	山川儀助妻	右妻「四五月腹体」のところ、25日夕方から「俄二」腹痛致し26日流産 死胎	流産	4、5ヵ月		相田寿安
8	1812	文化9年 7月1日	大門久三郎妻	右妻、かねて妊娠のところ8ヵ月で流産。「相転候而八ヶ月二而」9月7日朝「小産」。「出生男子死胎」	流産(小産)、男	8ヵ月		森臨庵
9	1812	文化9年 9月7日	新妻団蔵妻	右妻、かねて妊娠のところ、27日5つ時、8ヵ月で出産。女子死胎。正月頃臨月の旨、かねて届け出。	死胎出生、女	8ヵ月	1月	森臨庵
10	1812	文化9年 12月3日	和光院後住(倅)観 明坊妻	右妻、臨月で、12月3日出産。男子死胎。12月頃臨月	死胎出生、男	10ヵ月	12月	森臨庵
11	1812	文化9年 12月3日	二橋宇門妻		死胎出生	8ヵ月	12月	
12	1813	文化10年 1月8日	佐々木潜庵妻	右妻、難産につき死胎出産。「難産之次第八急二死かんの気味二而」	死胎出産			
13	1813	文化10年 6月5日	坂本助右衛門		死胎出産	6ヵ月	9月	
14	1814	文化11年 4月21日	大内久三郎妻	右妻、5月臨産のところ、21日朝「俄二腹痛二付、「療治」のところ、「胎保兼」、死胎出産。	死胎出産	10ヵ月	5月	峯沢久安
15	1814	文化11年 10月28日	佐藤忠助妻	右妻、12月臨月、10月28日暁より催しあり、女子死胎。	死胎出産、女	8ヵ月	12月	菊池純良(藩医、 内科)

番号	西暦	和 暦	氏 名	内 容	流産・死胎・性別	妊娠月数	臨月 予定月	係 医 師
16	1814	文化11年 11月5日	増子達之進妻	右妻、かねて不快のところ、4日「急に腹痛仕候二付」診察したところ「腰腹急痛嘔吐罷在申候二付」「夫々薬用仕候」所「破血」「4ヵ月上と相見得る「孕み子」を死胎で出産。右妻妊娠のところ、かねて病気で、「妊娠難見悟見合居候内」「破血」致し死胎「4ヵ月ほどにて胎も結び候由」、「食傷之上」流産か。右妻、9月初より不快であったので、色々薬用したが、快方にも向かわず、そのうえ「経閉」となったので、御医師中に容態をみせたところ、「妊娠悪阻二相違無」く、月数を吟味したところ、「経閉4ヵ月程」に思えるというので来月に入り届けようといっているうちに、4日に「魚物」を用いたところ、かねて不快の故か「急腹痛煩悶」し、流産。	流産	4ヵ月か?		熊谷秀益 千葉如泉
17	1816	文化13年 1月23日	斎直治妻	死胎出生	死胎出生			
18	1816	文化13年 2月11日	松倉忠右衛門		流産	6ヵ月	2月	
19	1816	文化13年 2月11日	及川周蔵妻	8ヵ月にて死胎出生	死胎出生	8ヵ月		
20	1816	文化13年 2月20日	千葉繁治妻	9ヵ月で死胎出生	死胎出生	9ヵ月		
21	1816	文化13年 5月28日	栗原元徳妻	かねて妊娠、7、8月頃臨月のところ、27日夜より「出産之催」あり。笠原裳庵の療治を受けていたところ、28日7時半頃出産。胎胎のため、男女の区別はつかない。	胎胎出産、死胎	7、8ヵ月	7、8月	笠原裳庵
22	1816	文化13年 6月5日	千葉大右衛門妻	右妻妊娠のところ、5日昼急に出産。女子死胎。今朝大右衛門釣魚に遠方に出かけ留守中急の事で、洗母もこないうちに出産。出産後、笠原裳庵に申し遣わす。	死胎出生、女			笠原裳庵
23	1816	文化13年 6月晦日	沼田覚左衛門妻	右妻、3月より妊娠体にあり。まだ届け出る期限にもならないうち今朝「急二流産」。覚左衛門勤番中につき、栗野武兵衛より申し聞く。	流産			
24	1816	文化13年 7月19日	三村利兵衛妻	右妻、去去月より妊娠のところ、先月9日食傷にて、建部亮策の療治を受けていたところ、今朝血荒になった旨、椎名弥兵太より届出。療治かかり、建部亮策よりの証状を添える。	血荒(流産)			建部亮策
25	1816	文化13年 8月7日	七平衛倅遠藤諫	右妻、8ヵ月で女子出生、残命なり難き程なので、療治係り佐藤俊蔵を呼びにやったが、駆けつける前に死去。佐藤と相田寿安の二人が見届ける。「出生後死去」に相違ない。	出生後死去、女	8ヵ月		相田寿安 佐藤俊蔵
26	1816	文化13年 8月28日	多巻一郎妻	右妻妊娠、12月頃臨月のところ、昨夜より催し、28日暁流産、死胎出産、相田寿安が改めたところ、「女体」。	死胎出産、女	6ヵ月	12月	相田寿安
27	1816	文化13年 9月11日	二ノ関武左衛門妻 倅三郎右衛門妻	右妻かねて妊娠のところ、6ヵ月で出産、女子死胎。	死胎、女子	6ヵ月		相田寿安
28	1816	文化13年 10月8日	栗野武兵衛倅覚右 衛門妻	右妻かねて妊娠のところ、夏中より不快、建部清庵の療治を受けており、11月頃臨月の予定であったが、今朝出産。死胎。	死胎出産	9ヵ月	11月	建部清庵

番号	西暦	和 暦	氏 名	内 容	流産・死胎・性別	妊娠月数	臨月 予定月	係 医 師
29	1816	文化13年 10月12日	菊池族倅栄助妻	右妻、12日暁男子出生のところ、逆産で死胎出生。係り医師佐藤俊蔵ならびに相田寿安改め。	死胎出産、男	11ヵ月		相田寿安 佐藤俊蔵
30	1816	文化13年 10月28日	佐藤忠助妻		死胎出生、女	6ヵ月	12月	
31	1816	文化13年 12月28日	岡崎丹下妻	右妻出産、逆産で女子死胎出生	死胎出産、女			
32	1817	文化14年 1月7日	佐々木潜庵妻	右妻、来月臨月のところ、「一昨夜より傷食腹痛甚敷催生之様子二而、時刻を移只今死胎分娩」。「傷食故半産と診察」。	死胎出産	9ヵ月	2月	
33	1817	文化14年 3月3日	及川周蔵妻		死胎出生、女	8、9ヵ月	4、5月	
34	1817	文化14年 5月4日	多巻平三倅一郎妻	右妻、8月臨月のところ、妊娠5ヵ月頃より「腹内冷候義を相覚、折々彎急仕兎角相不申」。3日昼頃より出産し、4日朝死胎出産。改めたところ「余程之日数死胎相成居候事二相見得、面都其外腐爛黒色二相変女胎」。	死胎出産、女	6ヵ月	8月	相田寿安
35	1817	文化14年 5月21日	牟岐弥惣兵衛妻	右妻流産の旨、届出	流産	6ヵ月	12月	
36	1817	文化14年 5月23日	三村空右衛門妻	流産	流産	7、8ヵ月		
37	1817	文化14年 6月5日	坂本助右衛門妻	死胎出産	死胎出産	7ヵ月		
38	1817	文化14年 9月12日	橋本半兵衛倅孫兵衛妻	右妻、妊娠8、9月になるところ、8月下旬より「腰痛、腹痛、下血」があつたので、療治を加えていたところ、13日暁女子死胎で出生。佐藤俊蔵立会、改め	死胎出産、女	8、9ヵ月	9月	佐藤俊蔵 白石恭安
39	1817	文化14年 10月8日	白石軍太妻	右妻、今月が臨月のところ、10月2日より血下り、今朝死胎で女子出生。	死胎出産、女	10ヵ月	10月	相田寿安 佐藤俊蔵
40	1817	文化14年 11月14日	大立目頼母妻	右妻、14日朝出産、女子死胎。かねて口痢で長く不快。今もってこの下痢がやまない。そのため死胎になったのだろうか。	死胎出産、女			相田寿安
41	1818	文化15年 1月9日	山口寛治妻	右妻、かねて妊娠中で、3月頃臨月の予定であつたが昨年暮から水腫のため、佐藤俊蔵の療治をうけていたところ、男子死胎出生	死胎出産、男	8ヵ月	3月	相田寿安 佐藤俊蔵
42	1818	文化15年 1月10日	多巻一郎妻	右妻、かねて妊娠、7月頃臨月の予定。不快となり、今朝流産。相田寿安に療治を頼む。	流産	4ヵ月	7月	相田寿安
43	1818	文化15年 2月10日	高嶋胖蔵妻		死胎出生	6ヵ月		
44	1818	文化15年 2月11日	及川恰妻		死胎出生	6ヵ月	3月	

番号	西暦	和 暦	氏 名	内 容	流産・死胎・性別	妊娠月数	臨月 予定月	係 医 師
45	1818	文化15年 5月19日	大立目直倅前司妻	大立目直倅前司妻、7月臨月のところ、一昨日から不快で佐藤俊蔵の療治を受けていたところ、19日朝逆産、女子死胎。佐藤俊蔵、白石恭立合、改め。	死胎出産、女	8ヵ月	7月	佐藤俊蔵 白石恭安
46	1818	文化15年 5月28日	大橋大助妻	右妻妊娠4ヵ月で血荒。	血荒	4ヵ月		佐藤俊蔵
47	1818	文化15年 7月5日	増子惣七妻	右妻、懐妊7、8ヵ月ほどになるところ、5、6日前より「朝飯致候」より「腰痛胎動」、追って出産を催し、5日夕方死胎で出産。	死胎出産	7、8ヵ月		白石恭安
48	1818	文政元年 7月28日	管佐十郎妻	右妻妊娠9ヵ月にて、今暁七ツ半時頃死胎出産で、男子出生。佐十郎は江戸に滞在中なので、牟岐弥惣兵衛より届出。かねて佐藤俊蔵の療治を受けていたので、早速見届けたが、死胎に相違ない。	死胎出産、男	9ヵ月		佐藤俊蔵
49	1818	文政元年 11月14日	佐藤忠助妻		死胎出生、女	5ヵ月		
50	1818	文政元年 11月26日	菱原兵太左衛門妻		死胎出生、男	8ヵ月	12月	
51	1818	文政元年 11月26日	菅原兵太左衛門妻	右妻出産。男子死胎出生。今月臨月のところ、3、4日前より崩血の気味で、佐藤俊蔵の療治を受けていたが、死胎で男子出生。佐藤俊蔵と白石恭安が見届け、死胎に相違ない。	死胎出生、男	10ヵ月	11月	佐藤俊蔵 白石恭安
52	1818	文政元年 12月2日	堀越与左衛門妻	右妻2日暁出産。かねて相田寿安の療治を受けていたので、相田寿安の所へ使いを送った所、不快のため行くことができないというので、佐藤俊蔵、白石寿安のところへ言ってきたが、その際、積痛あるいは留守だったため、森臨庵の薬用を受けた。死胎であったため、改めて、佐藤、白石のところへ言ってきたので、改めたところ、「満月女子死胎」。	死胎出産、女	10ヵ月	12月	佐藤俊蔵 相田寿安 森臨庵
53	1818	文政元年 12月17日	小髯茂手木妻	右妻出産、一昨暁より臨産のところ、腹痛もなく、血のみ下り、16日は終日、そのような様子であったが、17日朝女子死胎出生	死胎出産、女子			相田寿安
54	1818	文政元年 12月20日	渋谷清左衛門妻	右妻妊娠9ヵ月の所、2、3ヵ月前から時々「胎動腹痛、折々下血」もあるので、服薬を加えていたところ、19日朝から出産を催し、20日暁に死胎の女子小産。「血塊中妊娠」故「腹中不和」、臨月まで養育致し兼ねるよう見える。もっとも出生の子は「七八ヵ月の虚生」	死胎出産、女	9ヵ月		白石恭安
55	1819	文政2年 1月21日	三木重治郎妻	右妻妊娠中のところ、去月中より不快になり、かねて佐藤俊蔵の療治を受けていたところ、20日夜急に崩血があったので、佐藤俊蔵の療治を頼む。妊娠6ヵ月で女子死胎で出生。	死胎出産、女	6ヵ月		佐藤俊蔵
56	1819	文政2年 4月2日	高橋小右衛門妻	右妻、今月臨月のところ、4月1日夜中から産気を催し、2日7時過ぎ死胎逆産で出産。「見胎」を改めたところ、女子。	死胎出産、女	10ヵ月	4月	相田寿安

番号	西暦	和 暦	氏 名	内 容	流産・死胎・性別	妊娠月数	臨月 予定月	係 医 師
57	1819	文政2年 4月24日	角張此右衛門妻	右妻、妊娠中のところ、4月23日夜より催しあり、24日暁に死胎出産。「児胎改」のところ、女子。	死胎出産、女			相田寿安
58	1819	文政2年 閏4月1日	長岡専左衛門妻	右妻、かねて妊娠。7、8月頃臨産の予定であるところ、先月24、5日頃より少々ずつ「下り物」があった。「破水之下り候様ニ黄水大ニ下り引続き続下血相増候而已ならず、口細〔腰物〕様之物下」がったけれども、腰腹の痛みも無く、2、3日前に死胎になったためだろう。「産前より下血故小産」「右様之症者満月之妊婦でも死胎相成物ニ御座候」。かねて、日野玄俊の療治をうけていた。	死胎出産	7ヵ月	7、8月	日野玄俊
59	1819	文政2年 8月26日	吉川特輔妻	右妻、妊娠、10月臨月のところ、昨夜より催し、26日朝男子死胎出産。先だて口利の様にならず、時々腹痛があったので相田寿安が「薬用」を加えていたが、その後も、引き続き、不快勝であった。そのため死胎になったのだろう。「児胎」を改めたところ、「臍帯委く首ヲ巻惣身紫色を相顯シ、もつと「初産」である。	死胎出産、男	8ヵ月	10月	相田寿安
60	1819	文政2年 9月23日	及川恰妻	右妻、22日夜出産、死胎出生と知らせてきたので23日白石恭安が赤子を診察にいったところ、産前10日余前より下痢、「昼夜十二、三行候而已」ならず、とにかく、腹中が調子が悪かった。しかし、妊娠8、9ヵ月になれば、このようなこともあるので、改めて服薬することはせずにいたところ、急に出産を催し、死胎で女子を出産	死胎出産、女	8、9ヵ月		白石恭安 森臨庵
61	1819	文政2年 10月19日	高嶋胖蔵妻	右妻、11月臨産の予定のところ、18日朝より産を催し、19日暁に死胎出産。かねて腹内の調子がよくなく、小便が頻繁に出て、時々腹痛もあった。そのため、かねてから治療をしていたところ前述のように出産した。9月頃に歩行していたときに倒れたことがあり、以来、前述の様な容態となったようだ。死胎の赤子は男子。	死胎出産、男	9ヵ月	11月	相田寿安
62	1819	文政2年 10月22日	菊池良助倅安兵衛妻	右妻、22日朝出産、死胎出産。7月下旬より下痢を煩い、近頃になって度数は減ったけれども、数十度の下痢の為、腹中が不和で、満月まで胎を養いかね死胎で出産したのでだろう。	死胎出産			白石恭安(内科)
63	1820	文政3年 4月15日	山中伴右衛門妻	右妻、妊娠7ヵ月になるところ、「兼而多病二付」、療治していたところ、「胎気保兼」、「逆産死体出生」。	死胎出産	7ヵ月		建部亮策(藩医、療治係)
64	1820	文政3年 8月10日	豊嶋多門妻	右妻、妊娠のところ、10日女子死胎で出生。かねて血塊の多い婦人で腹中不和、産前も下痢が数十度あり、かねて相田寿安の療治をうけていたが、満月まで胎を養うことができず、死胎。	死胎出産、女			相田寿安
65	1820	文政3年 8月23日	佐藤理穂倅理媛妻	右妻、かねて痛気があったところ、22日暮頃より、このほか腹痛となり、9つ時過ぎに流産。初産なので、流産に違いない。(7月28日に、12月頃、臨産の届出)	流産	6ヵ月	12月	
66	1820	文政3年 10月5日	穂積運司妻	右妻、妊娠7、8ヵ月のところ、7月中に下痢病を煩い、その後不快勝ちであったが、4日夜より出産を催し、5日朝男子死胎で出生。産前の不快で腹中不和になり、そのため、満月まで胎を養うことができなかつた様子に見える。	死胎出産、男	7、8ヵ月		白石恭安

番号	西暦	和 暦	氏 名	内 容	流産・死胎・性別	妊娠月数	臨月 予定月	係 医 師
67	1823	文政6年 4月11日	茂左衛門倅、佐藤 勘五郎妻	右妻かねて妊娠のところ、11日暁出産、女子死胎、妊娠10ヵ月。臨月の出生だが、出産前「下り物不少在之、子宮口浸無之出生故」、かねて息が絶えた様子にみえる。	死胎出産、女	10ヵ月	4月	森臨庵
68	1823	文政6年 8月8日	及川長兵衛倅、栄 治郎妻	右妻出産、女子死胎出生届申し出。	死胎出生、女			森臨庵
69	1823	文政6年 8月24日	須知甚太夫妻		死胎出生、男			
70	1823	文政6年 9月4日	矢内及平妻	右妻妊娠5ヵ月のところ、4、5日前より「風聊二有之熱甚敷、一昨日より下り物」あり。	流産	5ヵ月		森臨庵
71	1823	文政6年 10月4日	建部亮策妻		死胎出生	5ヵ月		
72	1823	文政6年 10月12日	守衛子、三上内蔵 助妻	右妻「持病血痰二而、久々相勝」れずにいたところ、白石恭安の治療を受けているうち「妊娠之体二茂相見得」るが、「病中」なので決めかね、届けを見合わせているうち12日「血荒」になる。	血荒		2月	白石恭安
73	1823	文政6年 12月20日	嶺岸英之進妻	右妻、出産のところ、死胎出生	死胎出生			
74	1824	文政7年 閏8月11日	軍太子、白石曾右衛 門妻	右妻出産のところ女子死胎出生	死胎出生、女			
75	1824	文政7年 閏12月24日	大沢丈左衛門妻	右妻出産のところ「死体二而出生」	死胎出生			日野玄俊
76	1825	文政8年 2月20日	大立目頼母妻	右妻出産。20日暁、死胎で女子出生。「一兩日以前より胎動腹痛強、下り物等」あり。	死胎出生、女			佐々木潜庵(藩 医、瘍科)
77	1825	文政8年 4月3日	及川計蔵妻	右妻妊娠、「妊娠之模様」ではあるものの、「不快」であったが、ようやく妊娠ときまつたので、先月妊娠5ヵ月になったことの届をしようと思っているうち「兩三日以前傷食之気味」で「薬用」していたが「引き続腹痛難堪、昨暮より下物」あり。前年には流産。	死胎出生、女	6ヵ月		森臨庵
78	1826	文政9年 正月15日	高橋修之助妻	右妻14日より「難渋」のところ、7ヵ月で男子死胎出生	死胎出生、男	7ヵ月		大内龍安(慎濟 館講師)
79	1826	文政9年 10月12日	岩井雄平倅大助妻	右妻、出産、死胎出生	死胎出生			
80	1827	文政10年 7月14日	本間久兵衛妻	右妻、女子死胎出生。	死胎出生、女			佐藤俊蔵
81	1827	文政10年 10月5日	三上守衛倅、内蔵 助妻	右妻妊娠、来月臨月の届けを出していたところ、不快となり、死胎で女子出生	死胎出生、女	9ヵ月	11月	笠原裳庵
82	1828	文政11年 4月12日	沼田三郎右衛門妻	右妻、流産、血忌之断	流産			
83	1829	文政12年 1月10日	今井純五郎妻	右妻妊娠、1月10日、3月頃臨月の旨届出、届出延引。13日流産、死胎女子出生。	死胎出生、女	8ヵ月	3月	日野玄俊(藩医、 内科)

番号	西暦	和 暦	氏 名	内 容	流産・死胎・性別	妊娠月数	臨月 予定月	係 医 師
84	1829	文政12年 1月21日	坂本玉之丞妻	右妻出産、女子死胎。	死胎出生、女			日野玄俊
85	1825	文政8年 3月28日	及川計蔵		流産			
86	1830	文政13年 2月13日	還右衛門倅、増子 八十吉妻	右妻、先ごろより「血積二而」勝れず、佐藤俊蔵の治療を受けていたところ、「只今出産男子死胎二而出生」	死胎出生、男			佐藤俊蔵
87	1830	文政13年 8月2日	坂本助右衛門倅玉 之丞妻	右妻、妊娠のところ、この間から不快。8ヵ月で女子死胎出生。	死胎出生、女	8ヵ月		
88	1830	文政13年 8月27日	原田勘助扱組吉衛 門倅妻	右妻、26日夜出産、女子出生のところ、死胎。	死胎出生、女			
89		年未詳 6月26日	山川儀助妻	右妻、「妊娠四五月腹体二御座候所」、25日夕方より「俄に腹痛致」26日暁流産。	流産	4、5ヵ月		相田寿安
90		年未詳 7月1日	境澤謙次郎妻	右妻妊娠8月臨月のところ、かねて「腫気」あり療治していたところ、「兎角胎迄相及候哉」死胎女子出産。	死胎出産、女	9ヵ月	8月	笠原東庵
91		年未詳 戌11月13日	長岡専左衛門妻	右妻、来月臨月のところ、「一昨夜より傷食腹痛甚敷催生の様子二而、時刻を移只今死胎分娩。「傷食故半産と診察」。	死胎出産(半産)	9ヵ月	12月	佐々木潜庵
92		年未詳 6月9日	酒井栄治妻	右妻、妊娠のところ、まだ臨月にもならないけれども、8日5つ時頃より「急腹痛其々鋪出産之催二相成、色々安胎之薬用相加候得共」かなわず、夜8つ時男子死胎で出産。	死胎出産、男			相田秀仙

【表2】は一関藩家老沼田家文書(一関市博物館所蔵)のなかの、文書目録2659「育児方留」(文化13年[1816])、2660「育児方留」(文化14年[1817])、2661「育児方御用留」(文政2年3月[1819])、2663「育児方御用留」(文政6、7、8、9、10、12年)、2718「文化八年御家中士分妻妊娠着帯届在之分」、2720「文化八年御家中士分凡并出生名号届在之分」などから抽出できた936件をもとに作成